

4)。

鑑定結果と検察官の処分内容の関係では、簡易鑑定の有責 1278 例のうち 193 例が不起訴処分となった(「その他の不起訴」および「その他」を計算から除外した。以下同じ)。簡易鑑定で限定責任能力とされたもののうち、起訴は 257 例、起訴猶予 159 例、不起訴が 13 例であった。簡易鑑定の無責 337 例のうち 8 例が起訴となった。本鑑定の有責 72 例のうち 3 例が不起訴処分となり、無責 65 例のうち 2 例が起訴となった(表 5)。鑑定総数では鑑定有責で不起訴となった者の比率は 15.3%で、鑑定無責のうち起訴された者の比率は 2.5%である。

2) 不起訴(起訴猶予を含む)ケースの鑑定実施状況に関するデータ

不起訴件数に占める非鑑定事例の比率は 5 年平均で 21.9%であった。罪名別に見ると、殺人(9.4%)、性犯罪(13.3%)、放火(14.5%)で低く、傷害(23.8%)とその他の犯罪(29.2%)で高かった。傷害致死では 18.2%、強盗では 17.5%であった(表 6)。

10 年以内に前科がある者・ない者で見ると、前者は 20.5%、後者は 22.5%で大きな差はなかった(表 7)。

精神科受診歴で見ると、入院歴のある者では 26.1%と高く、入通院歴のない者で 11.2%と低かった(表 8)。

犯行時の治療状況で見ると、入院中の者の 39.1%をはじめ、治療中では 28.7%と高いのに比して、治療がない場合は 16.4%と低かった(表 9)。

不起訴決定後の入院状況を見ると、不起訴例全体としては 65.8%が措置入院、12.9%が医療保護入院、8.5%がその他の入院、3.7%が通院治療となっているのに対し、非鑑定例ではそれぞれ 49.3%、13.9%、16.2%、8.4%となっており、措置入院の比

率が低く、その他の入院及び通院治療の比率が高い傾向があった(表 10)。

D. 考察

1. 学会員へのアンケート調査

今回の調査結果は、検察官と精神科医の間では意見が一致する機会が多いが、精神科医の側が検察官の判断に疑問を持つ場合も少なからず存在することを示している。特に診療に携わったことのある例において、精神科医が検察官の不起訴の判断に疑問を持つ場合が多くなっている。起訴前鑑定や措置診察においては検察官の判断と比較的近い判断となるが、実際の診療になると異なってくるということであろう。なお簡易精神鑑定の制度について理解がないと考えられる回答もあった。

2. 法務省のデータ分析

1) 非鑑定例

平成 8 年度から 12 年度までの不起訴事例のデータは、非鑑定事例が約 2 割に上っていることを示している。罪名別にみると、殺人、性犯罪、放火の罪名では鑑定が行われない率は低くなるが、傷害致死や強盗ではそれほど低くないので、罪名のみで見ると、明らかに重大犯罪では非鑑定率が下がっていると断定することはできない。

一方、表 9 に示したように、事件当時の治療状況が鑑定実施に影響を与えている。また、鑑定を実施せずに不起訴となった事例は、鑑定を実施して不起訴となった事例に比べて刑事手続き以後の治療形態が異なり、前者では措置入院が多く後者ではその他の入院や通院医療の割合が増加する。しかし、鑑定例および非鑑定例の両群に医学的に大きな違いがあるとの知見は得られていない。

医療の実施の状況により刑事手続きが変わり、それによりさらにその後の医療提供

が影響されているということであり、本来、法的安定性を満たすべき刑事手続きにおけるこの事態が妥当であるか否かはさらに検討を要しよう。少なくとも、鑑定実施・不実施についての客観的な基準および鑑定実施体制の整備が必要であることを示唆している。

2) 鑑定実施例

平成 12 年度の鑑定実施例の検討からは簡易鑑定が本鑑定に対して圧倒的に多数であることが知られる。

鑑定結果は、強盗や性犯罪で完全責任能力を肯定する傾向が高く、罪型の性質に見合っているように思われる。また精神分裂病や躁うつ病で責任無能力とする比率が高まるが、疾病の性格に見合っているように思われる。一方、精神病質を責任無能力とする鑑定結果が見られるが、鑑定の質を担保する必要がある。

簡易鑑定と本鑑定では診断別構成が異なっており（前者には精神症状なしや薬物関連の比率が高く精神分裂病の比率が少ない）、鑑定結果上の有責比率が違い、処分結果の傾向にも違いが窺がえる。簡易鑑定にとどまるのか本鑑定実施に至るかの分岐の実態の分析および刑事手続き上の位置付けを明確にする必要があると思われる。

鑑定実施例において有責となったものの 15.3%が不起訴となり、責任無能力とされたものの 2.5%が起訴されていることから、同一事例に対して鑑定実施医の意見と検察官の判断にずれがあることが明らかになった。同様の事例は学会員へのアンケート調査でも示された。刑事責任能力の評価は司法の専決事項であり、鑑定医は参考意見を述べる立場にとどまるが、鑑定医と検察官との間で評価の食い違いを含みうる責任能力の判断が、その後の医療提供を大きく左右している実態が知られる。

E. 結論

精神鑑定等に関する学会員等へのアンケート調査および法務省から提供された起訴前精神鑑定に関するデータを検討した。

不起訴処分を受けた犯罪にあたる行為を犯した精神障害者のうち、約 2 割が起訴前鑑定を受けていなかった。鑑定実施には事件当時の治療状況が影響していた。鑑定内容のうちに精神病質を責任無能力とするものが含まれていた。鑑定医が有責と評価した事例のうち、検察官が不起訴とするものが相当見られた。鑑定を実施せずに不起訴となった事例は、措置入院以外の入院形態や通院医療に誘導される傾向があった。鑑定後に措置診察にあたった医師、措置入院での診療にあたった医師が検察官の不起訴処分に疑問を感じずる事例が存在することが明らかになった。

これらの結果は、刑事手続きにおける鑑定実施の位置付けの明確化や鑑定内容の均質性の確保、検察官の裁定における鑑定結果の位置付けの明確化、刑事手続きと医療提供の関係に関する今後の検討を要請している。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

I. 文献

- 1) 山上皓、石井利文：精神鑑定の現状とその課題。法と精神医療 6 号、45-55、1993
- 2) 日本精神神経学会理事会：触法精神障害者に対する起訴前精神鑑定並びに法 25 条通報の在り方について（要望）。精神誌、98-4、293-294、1996
- 3) 中谷陽二：精神医学における司法と医療の関与のあり方についての国際比較研究。平成 12 年度厚生科学研究「精神医学における倫理的・社会的問題に関する研究」分担研究報告書、2001

資料 1

2002 年 2 月 7 日
精神科七者懇談会
司法と精神医療に関する実態調
査のためのワーキングチーム

日本精神神経学会 会員各位殿

この度は、精神科七者懇談会（七者懇）の「簡易精神鑑定に関するアンケート」にご協力いただける旨をお知らせいただき、ありがとうございます。早速アンケート用紙を送らせていただきます。

既にお知らせ致しましたが、このアンケートは鑑定留置を伴わない刑事精神鑑定（いわゆる簡易精神鑑定）についての調査で、二つの要素で構成されています。一つは簡易精神鑑定を実際に行っている方々への実態の調査と自己評価です。もう一つは不起訴とされた人を医療の側で受け持つ精神科医からの評価です。こちらは、制度的には、精神鑑定→精神保健福祉法 25 条通報（検察官からの通報）→措置診察→措置入院という流れが最も典型的なものと思われます。措置診察を行った精神科医の方々、措置入院となった患者を受け持った精神科医の方々は、精神鑑定や検察官の不起訴・起訴猶予に対して様々な思いを持たれていることと思います。いわば「精神鑑定の結果を受け取った」方々による、他者からの精神鑑定に対する評価です。そして、両者につき、精神鑑定の結果を受けて実際の判断を下す検察官への評価も含めています。なお後者においては、簡易精神鑑定のみでなく、鑑定留置を伴う起訴前鑑定、いわゆる起訴前本鑑定が行われた場合も同様の手続きが進行するので、本鑑定も含む質問項目としました。

該当する項目の数字を○で囲んでいただき、あるいは括弧内にご記入下さる形でご回答ください。

ご多忙の折恐縮ですが、**2002 年 3 月末日**までにご記入いただき、同封の返信用封筒で、日本精神神経学会事務局まで、ご返送いただければ幸いです。

以上

資料 2

日本精神神経学会会員へのアンケート調査の結果 (自由記載欄については省略)

I

- I-1-1 年齢：平均 49.0 歳 標準偏差 12.7 歳 最大 87 歳 最小 24 歳
- I-1-2 精神科経験年数：平均 21.2 年 標準偏差 12.5 年 最大 55 年 最小 0 年
- I-1-3 指定医の有無：1) 有 592・2) 無 73
- I-1-4 現在の主たる勤務先：
 - 1) 国立病院 3・2) 自治体立病院 7・3) 非自治体公的医療機関 6・4) 民間病院 606
 - ・5) 大学病院 17・6) 診療所 10・7) 研究所 1・8) その他 11
- I-2 鑑定留置を伴う精神鑑定（いわゆる本鑑定）を行った経験の有無・件数について
 - I-2-1 検察官の依頼による起訴前本鑑定：1) なし 471・2) 1-5 件 115・3) 6-10 件 29
・4) 11-20 件 18・5) 21 件以上 20
 - I-2-2 裁判所の依頼による公判での鑑定：1) なし 481・2) 1-5 件 129・3) 6-10 件 21
・4) 11-20 件 12・5) 21 件以上 10
- I-3 刑事精神鑑定に関する教育・研修を受けたことがありますか：1) ある 98・2) ない 558

II

- II-1-1 起訴前に検察官から依頼される、鑑定留置を伴わない精神鑑定（簡易精神鑑定）を行ったことがありますか：1) ある 210・2) ない 451
- II-1-2 前問で「ない」とお答えの方 その理由は何ですか：
 - 1) 依頼があればやるつもりがあるが依頼がない 168
 - 2) 依頼があっても断るつもりである（あるいは、断っている） 272
- II-1-3 前問で「依頼があっても断るつもりである」とお答えの方 その理由は何ですか（複数可）：
 - 1) 時間がない 151
 - 2) 報酬が不十分 10
 - 3) 煩わしい 77
 - 4) 教育・研修を受けたことがない 148
 - 5) 経験がない 152
 - 6) 制度自体に反対である 27
 - 7) その他 10
- II-2 精神保健福祉法 25 条通報（検察官からの通報）に基づく措置診察を行ったことがありますか：1) ある 291・2) ない 367
- II-3 25 条通報から措置入院となった人の診療に携わったことがありますか：
 - 1) ある 332・2) ない 312

III

- III-1-1 今までおよそ何件の簡易精神鑑定を行いましたか：

- 1)1-5 件 **105**・2)6-10 件 **24**・3)11-20 件 **24**・4)21 件以上 **54**
- Ⅲ－1－3 依頼のされ方：1)人づて **28**・2)病院への依頼 **119**・3)その他 **36**
- Ⅲ－1－4 何故簡易精神鑑定を行っていますか（複数可）：
 1)現在の制度上意義のあることと考えて進んで行っている **44**
 2)精神鑑定に関心があり、勉強のために行っている **44**
 3)精神科医の業務の一つであると考えている **155**
 4)依頼され他に引き受ける人もいないようなので行っている **75**
 5)その他 **18**
- Ⅲ－2－1 主たる面接場所：1)警察署 **20**・2)検察庁 **19**・3)検察庁精神診断室 **15**・4)拘置所 **11**
 ・5)病院 **107**・6)研究所 **0**・7)その他 **3**
- Ⅲ－2－2 1 回の平均面接時間：1)1 時間以内 **50**・2)1-2 時間 **111**・3)2-3 時間 **40**
 ・4)3 時間以上 **4**
- Ⅲ－2－3 1 件あたりの平均面接回数：1)1 回 **154**・2)2 回 **32**・3)3 回以上 **19**
- Ⅲ－2－4 1 件あたりの鑑定料：1)1-2 万円 **39**・2)2.1-4 万円 **62**・3)4.1-10 万円 **83**
 ・4)10.1-20 万円 **7**・5)20.1 万円以上 **2**
- Ⅲ－2－5 鑑定料は適切と思われますか：1)概ね適切 **135**・2)不適切 **61**
- Ⅲ－2－6 前問で「不適切」と答えた方 いくらぐらいが適当ですか：
 平均 8.2 万円 標準偏差 6.3 万円 最大 30 万円 最小 2 万円
- Ⅲ－2－7 一件記録貸与または閲覧の有無：1)貸与有 **132**・2)閲覧有 **57**・3)無 **10**
- Ⅲ－2－8 前問で「有」と答えた方 その内容（複数可）：
 1)本人供述調書 **178**・2)被害者や目撃者の供述調書 **148**
 ・3)本人家族の供述調書 **143**・4)現場検証 **117**・5)学生時代の学校記録 **54**
 ・6)簡易鑑定を受ける旨の本人の同意書 **88**
 ・7)過去の診療情報（治療歴ある場合）**120**・8)その他 **7**
- Ⅲ－2－9 検査を行いますか：
 1)原則として行う **78**・2)原則として行わないがケースによっては行う **109**
 ・3)行わない **19**
- Ⅲ－2－10 前問で1)ないし2)と答えた方 その内容（複数可）：
 1)血液 **77**・2)脳波 **113**・3)頭部 CT**97**・4)心理（知能）**161**・5)心理（性格）**124**
 ・6)その他 **15**
- Ⅲ－2－11 本人診察と一件記録以外の情報を得ますか：1)得ることもある **132**・2)得ない **73**
- Ⅲ－2－12 前問で「得ることもある」と答えた方 その内容（複数可）：
 1)本人家族供述 **85**・2)勾留中の刑事施設の情報 **54**・3)過去の診療情報 **114**
 ・4)その他 **7**
- Ⅲ－2－13 鑑定書平均枚数：平均 7.5 枚 標準偏差 7.4 枚 最大 50 枚 最小 1 枚
- Ⅲ－2－14 定められた鑑定書のフォーマットがありますか：1)有 **47**・2)無 **158**
- Ⅲ－3－1～Ⅲ－3－8 は明らかに質問趣旨を誤解していると思われる回答が多かったので削除
- Ⅲ－4－1 鑑定内容について概ね満足していますか：1)概ね満足 **140**・2)不満 **61**
- Ⅲ－4－2 前問で「不満」と答えた方 その理由（複数可）：

- 1)時間がない **38**・2)情報が乏しい **33**・3)検察側の意向に影響される **12**
 ・4)精神鑑定自体が難しい **34**・5)その他 **5**
- Ⅲ－4－3 前問で「1)時間がない」ないし「2)情報が乏しい」とした方へ 「本鑑定を要す」という結論にできなかったのは何故でしょうか：
 - 1)そういう結論を書けるのを知らなかった **21**
 - 2)検察官が本鑑定を嫌がった **5**
 - 3)その他 **21**
- Ⅲ－5－1 簡易精神鑑定の結論と異なる判断を検察官にされたことがありますか：
 - 1)ある **35**・2)ない **86**・3)検察官の判断をほとんど知らないのわからない **85**
- Ⅲ－5－2 前問で「ある」とした方へ 具体的にどのようにされましたか（複数可）：
 - 1)責任能力を肯定したのに不起訴・起訴猶予とされた **16**
 - 2)責任能力を否定したのに起訴された **11**
 - 3)明確に結論を出したのに本鑑定にされた **7**
 - 4)本鑑定を要すとしたのに不起訴・起訴猶予とされた **3**
 - 5)25条通報不要としたのに通報された **2**
 - 6)25条通報必要としたのに通報されなかった **6**
 - 7)その他 **5**
- Ⅲ－6－1 簡易精神鑑定の結論を出すに際し、検察官からの圧力を感じたことがありますか：
 - 1)ある **21**・2)ない **183**

Ⅳ

- Ⅳ－1－1 25条通報に基づく措置診察を今まで何件ぐらい行ったことがありますか：
 - 平均 **12.5** 標準偏差 **27.3** 最大 **300** 最小 **0**
- Ⅳ－1－2 最近1年間で何件ぐらい行いましたか：平均 **1.1** 標準偏差 **2.0** 最大 **20** 最小 **0**
- Ⅳ－1－3 通報の際添付されたことがある資料（複数可）：
 - 1)通報書 **223**・2)精神鑑定書 **168**・3)一件記録 **134**・4)その他 **11**
- Ⅳ－1－4～Ⅳ－1－5 は明らかに質問趣旨を誤解していると思われる回答が多かったので削除
- Ⅳ－2 通報時、検察は不起訴を決定していましたか
 - : 1)決定していた **124**・2)未定であった **51**・3)確認しなかった **87**・4)その他 **7**
- Ⅳ－3－1 添付されていたのは簡易精神鑑定ですか本鑑定ですか：
 - 1)簡易精神鑑定 **129**・2)本鑑定 **15**・3)両方 **20**
- Ⅳ－3－2 その鑑定書の内容は適切でしたか：
 - 1)適切であった **119**・2)適切でないときがあった **47**
- Ⅳ－3－3 前問で「適切でないときがあった」とした方へ どう不適切でしたか（複数可）：
 - 1)精神医学的診断が誤っていた **24**
 - 2)責任能力ありと思われるのに責任無能力と鑑定していた **26**
 - 3)責任無能力と思われるのに責任能力ありと鑑定していた **6**
 - 4)その他 **6**

- IV-4-1 不起訴は適切と思われましたか：
 1)適切であった **82**・2)適切でないときがあった **38**
- IV-4-2 前問で「適切でないときがあった」とした方 どう不適切でしたか（複数可）：
 1)医療に押しつけるのではなく刑事司法で対応すべきであった **27**
 2)責任能力があると考えられた **24**
 3)治療可能性がなく医療で対応すべきケースでなかった **13**
 4)いずれ入院になるにせよ裁判で事実関係等を明らかにすべきであった **14**
 5)その他 **3**
- IV-5-1 25 条通報に基づく措置要否の判断の基準は、24 条通報（警察官からの通報）に基づく措置要否の判断と違うと感じていますか：
 1)違うと感じている **89**・2)感じていない **182**
- IV-5-2 前問で「違うと感じている」とされた方 何が相違点ですか（複数可）：
 1)狭義の精神病の存否が判断基準にならない **15**
 2)治療可能性が判断基準にならない **21**
 3)現在の状態のみで判断できない **47**
 4)危険性の判断を重視せざるを得ない **45**
 5)病像が事件当時から変化している **49**
 6)被鑑定人が警戒的で協力を得にくい **9**
 7)その他 **9**
- IV-6-1 措置診察の判断には満足していますか：1)概ね満足 **207**・2)不満 **66**
- IV-6-2 前問で「不満」と答えた方 その理由は何ですか（複数可）：
 1)制度上判断にかけられる時間が短すぎる **35**
 2)情報が足りなかった **22**
 3)検察官の不起訴・起訴猶予の判断に疑問がある **42**
 4)そもそも 25 条通報に基づく措置診察というものが困難である **6**
 5)その他 **7**
- IV-7-1 措置診察の結論を出すに際し、検察官からの圧力を感じたことがありますか：
 1)ある **16**・2)ない **242**

V

- V-1-1 25 条通報に基づく措置入院患者の診察にこれまで何人ぐらい携わりましたか：
 平均 8.9 人 標準偏差 18.0 人 最大 200 人 最小 0 人
- V-1-2 最近 1 年間で何人ぐらい携わりましたか：
 平均 1.0 人 標準偏差 1.9 人 最大 15 人 最小 0 人
- V-1-3 検察段階での鑑定書は見ることはできましたか：
 1)常にできた **97**・2)時にできた **131**・3)できなかった **94**
- V-1-4 前問で「1)常にできた」ないし「2)時にできた」と答えた方 それは簡易精神鑑定ですか本鑑定ですか：1)簡易精神鑑定 **156**・2)本鑑定 **20**・3)両方 **40**
- V-1-5 前々問で「1)常にできた」ないし「2)時にできた」と答えた方 その鑑定書の内容は適切でしたか：1)適切であった **160**・2)適切でないことがあった **53**

- V-1-6 前問で「適切でないことがあった」とした方 どう不適切でしたか（複数可）：
- 1) 精神医学的診断が誤っていた **23**
 - 2) 責任能力ありと思われるのに責任無能力と鑑定していた **36**
 - 3) 責任無能力と思われるのに責任能力ありと鑑定していた **4**
 - 4) その他 **6**
- V-2-1 その患者についての検察官の不起訴ないし起訴猶予処分は適切であったと思われ
ますか：
- 1) 適切であった **218**・2) 適切でないことがあった **90**
- V-2-2 前問で「適切でないことがあった」とした方 どう不適切でしたか（複数可）：
- 1) 医療に押しつけるのではなく刑事司法で対応すべきであった **64**
 - 2) 責任能力があると考えられた **48**
 - 3) 治療可能性がなく医療で対応すべきケースでなかった **30**
 - 4) いずれ入院になるにせよ裁判で事実関係等を明らかにすべきであった **33**
 - 5) その他 **4**
- V-3-1 要措置とした措置診察での判断は適切であったと思われ
ますか：
- 1) 適切であった **231**・2) 適切でないことがあった **69**
- V-3-2 前問で「適切でないことがあった」とした方 どう不適切でしたか（複数可）：
- 1) 医療で引き受けるのではなく刑事司法に返すべきであった **47**
 - 2) 責任能力があると考えられた **38**
 - 3) 治療可能性がないので入院させるべきでなかった **24**
 - 4) いずれ入院になるにせよ裁判で事実関係等を明らかにすべきであった **26**
 - 5) その他 **5**

VI

- VI-1-1 受け持っていた患者が触法行為を犯して刑事手続きに入れられた、弁護士等から鑑
定に関する意見書を依頼された等々、間接的な形で刑事精神鑑定（簡易精神鑑定、
起訴前本鑑定、公判本鑑定を含む）や精神障害者の刑事手続きに接したことがあり
ますか：1)ある **194**・2)ない **457**

表1 診断名別鑑定における責任能力判断（平成12年中に全国地方検察庁で受理された事件の総数）

(1) 簡易鑑定実施分

鑑定結果 診断名	責任能力あり		限定責任能力あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
精神分裂病	63	12.1%	158	30.4%	270	51.9%	29	5.6%	520	100.0%
そうつ病	21	24.1%	36	41.4%	24	27.6%	6	6.9%	87	100.0%
てんかん	17	65.4%	4	15.4%	4	15.4%	1	3.8%	26	100.0%
アルコール中毒	132	56.7%	59	25.3%	31	13.3%	11	4.7%	233	100.0%
覚せい剤中毒	72	46.2%	50	32.1%	28	17.9%	6	3.8%	156	100.0%
その他薬物中毒	43	55.8%	19	24.7%	8	10.4%	7	9.1%	77	100.0%
その他の精神病	19	23.2%	33	40.2%	20	24.4%	10	12.2%	82	100.0%
精神遅滞	76	44.2%	78	45.3%	11	6.4%	7	4.1%	172	100.0%
精神病質	169	75.8%	36	16.1%	10	4.5%	8	3.6%	223	100.0%
その他の精神障害	91	52.9%	48	27.9%	21	12.2%	12	7.0%	172	100.0%
精神症状なし	287	97.6%	3	1.0%		0.0%	4	1.4%	294	100.0%
合計	990	48.5%	524	25.7%	427	20.9%	101	4.9%	2,042	100.0%

(2) 本鑑定実施分

鑑定結果 診断名	責任能力あり		限定責任能力あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
精神分裂病	3	6.0%	7	14.0%	40	80.0%		0.0%	50	100.0%
そうつ病	1	12.5%	4	50.0%	3	37.5%		0.0%	8	100.0%
てんかん	1	33.3%		0.0%	2	66.7%		0.0%	3	100.0%
アルコール中毒	5	38.5%	4	30.8%	4	30.8%		0.0%	13	100.0%
覚せい剤中毒	1	16.7%	3	50.0%	2	33.3%		0.0%	6	100.0%
その他薬物中毒	1	25.0%	3	75.0%		0.0%		0.0%	4	100.0%
その他の精神病	1	8.3%	4	33.3%	7	58.3%		0.0%	12	100.0%
精神遅滞	5	55.6%	1	11.1%	2	22.2%	1	11.1%	9	100.0%
精神病質	12	63.2%	3	15.8%	4	21.1%		0.0%	19	100.0%
その他の精神障害	4	25.0%	9	56.3%	3	18.8%		0.0%	16	100.0%
精神症状なし	9	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%	9	100.0%
合計	43	28.9%	38	25.5%	67	45.0%	1	0.7%	149	100.0%

表2 罪名別鑑定における責任能力判断（平成12年中に全国地方検察庁で受理された事件の総数）

(1) 簡易鑑定実施分

鑑定結果	責任能力あり		限定責任あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
罪名	72	43.4%	49	29.5%	43	25.9%	2	1.2%	166	100.0%
殺人	80	48.8%	37	22.6%	45	27.4%	2	1.2%	164	100.0%
放火	58	60.4%	16	16.7%	16	16.7%	6	6.3%	96	100.0%
強盗	13	56.5%	4	17.4%	5	21.7%	1	4.3%	23	100.0%
傷害致死	62	59.0%	27	25.7%	14	13.3%	2	1.9%	105	100.0%
強姦・強制わいせつ	160	45.8%	97	27.8%	74	21.2%	18	5.2%	349	100.0%
傷害	545	47.8%	294	25.8%	230	20.2%	70	6.1%	1,139	100.0%
その他の罪	990	48.5%	524	25.7%	427	20.9%	101	4.9%	2,042	100.0%
合計										

(単位：人)

(2) 本鑑定実施分

鑑定結果	責任能力あり		限定責任あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
罪名	22	28.2%	21	26.9%	35	44.9%		0.0%	78	100.0%
殺人	7	21.9%	7	21.9%	17	53.1%	1	3.1%	32	100.0%
放火	2	28.6%	3	42.9%	2	28.6%		0.0%	7	100.0%
強盗	1	20.0%		0.0%	4	80.0%		0.0%	5	100.0%
傷害致死	2	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2	100.0%
強姦・強制わいせつ	6	60.0%	1	10.0%	3	30.0%		0.0%	10	100.0%
傷害	3	20.0%	6	40.0%	6	40.0%		0.0%	15	100.0%
その他の罪	43	28.9%	38	25.5%	67	45.0%	1	0.7%	149	100.0%
合計										

(単位：人)

表3 罪名別処分内容（平成12年中に全国地方検察庁で受理された事件の総数）

(1) 簡易鑑定実施分

罪名	処分内容	公判請求	略式請求	心神喪失	起訴猶予 (心神耗弱)	その他の不 起訴	その他	合計	起訴率
殺人		104		46	4	6	6	166	62.7%
放火		91		35	12	21	5	164	55.5%
強盗		72	1	13	6	2	2	96	76.0%
傷害致死		14		4		1	4	23	60.9%
強姦・強制わいせ		68		5	12	19	1	105	64.8%
傷害		141	36	46	61	62	3	349	50.7%
その他の罪		530	68	99	202	232	8	1,139	52.5%
合計		1,020	105	248	297	343	29	2,042	55.1%

(単位：人)

(2) 本鑑定実施分

罪名	処分内容	公判請求	略式請求	心神喪失	起訴猶予 (心神耗弱)	その他の不 起訴	その他	合計	起訴率
殺人		39		34		1	4	78	50.0%
放火		17		15				32	53.1%
強盗		3		2		1	1	7	42.9%
傷害致死		1		4				5	20.0%
強姦・強制わいせ		2						2	100.0%
傷害		5	1	3		1		10	60.0%
その他の罪		4		6	2	3		15	26.7%
合計		71	1	64	2	6	5	149	48.3%

(単位：人)

表4 精神科治療歴別鑑定における責任能力判断（平成12年中に全国地方検察庁で受理された事件の総数）

鑑定結果	責任能力あり		限定責任能力あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
治療歴あり	353	45.3%	208	26.7%	184	23.6%	34	4.4%	779	100.0%
入院歴あり	234	52.1%	110	24.5%	81	18.0%	24	5.3%	449	100.0%
通院歴あり	312	49.1%	166	26.1%	126	19.8%	31	4.9%	635	100.0%
精神科治療歴なし	91	50.8%	40	22.3%	36	20.1%	12	6.7%	179	100.0%
不明	990	48.5%	524	25.7%	427	20.9%	101	4.9%	2,042	100.0%
合計										

(単位：人)

(2) 本鑑定実施分

鑑定結果	責任能力あり		限定責任能力あり		責任能力なし		その他		合計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
治療歴あり	13	26.5%	14	28.6%	21	42.9%	1	2.0%	49	100.0%
入院歴あり	6	24.0%	4	16.0%	15	60.0%		0.0%	25	100.0%
通院歴あり	23	37.1%	13	21.0%	26	41.9%		0.0%	62	100.0%
精神科治療歴なし	1	7.7%	7	53.8%	5	38.5%		0.0%	13	100.0%
不明	43	28.9%	38	25.5%	67	45.0%	1	0.7%	149	100.0%
合計										

(単位：人)

表5 処分内容別鑑定における責任能力判断（平成12年中に全国地方検察庁で受理された事件の総数）

(1) 簡易鑑定実施分

鑑定結果 処分内容	(単位：人)				合 計
	責任能力あり	限定責任能力あり	責任能力なし	その他	
公判請求	752	235	8	25	1,020
略式請求	76	22		7	105
心神喪失	1	13	232	2	248
起訴猶予(心神耗弱)	20	159	97	21	297
その他の不起訴	129	87	86	41	343
その他	12	8	4	5	29
合計	990	524	427	101	2,042

(2) 本鑑定実施分

鑑定結果 処分内容	(単位：人)				合 計
	責任能力あり	限定責任能力あり	責任能力なし	その他	
公判請求	38	30	2	1	71
略式請求	1				1
心神喪失		1	63		64
起訴猶予(心神耗弱)		2			2
その他の不起訴	2	3	1		6
その他	2	2	1		5
合計	43	38	67	1	149

表6 H8～H12 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した事件で鑑定を実施しなかった者の処遇・治療等状況
 1 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した者全体との比較
 1 罪名別

(単位：人)

罪名	殺人	放火	強盗	傷害致死	強姦・強 制わいせ つ	傷害	重大犯罪 計	その他の 罪	合計
不起訴処分数									
全数	576	387	120	55	60	563	1,761	1,396	3,157
うち鑑定不実施者数	54	56	21	10	8	134	283	408	691
非鑑定率	9.4%	14.5%	17.5%	18.2%	13.3%	23.8%	16.1%	29.2%	21.9%

「心神耗弱」には、不起訴裁定書上、心神耗弱と認定された者のほか、その疑いがある者を含んでいる。

表7 H8～H12 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した事件で鑑定を実施しなかった者の処遇・治療等状況
 一 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した者全体との比較
 二 10年以内の前科・前歴の有無

(単位：人)

罪名 不起訴処分数	あり	なし	不明	合計
全数	1,213	1,925	19	3,157
うち鑑定不実施者数	249	434	8	691
非鑑定率	20.5%	22.5%	42.1%	21.9%

注1 「10年以内の前科・前歴」は、本件犯行以前の10年間の前科（交通切符による道路交通法違反等の前科は除く。）又は前歴（無罪判決を含む。）の有無により分類した。

注2 「心神耗弱」には、不起訴裁定書上、心神耗弱と認定された者のほか、その疑いがある者を含んでいる。

表8 H8～H12 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した事件で鑑定を実施しなかった者の処遇・治療等状況
 一 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した者全体との比較
 3 入院歴の有無

(単位：人)

入院歴等 不起訴処分者数	入院歴あり		通院歴あり	入通院歴なし	不明	合計
	入院歴あり	うち措置入院歴あり				
全数	1,650	379	522	780	205	3,157
うち鑑定不実施者数	431	88	108	87	65	691
非鑑定率	26.1%	23.2%	20.7%	11.2%	31.7%	21.9%

「心神耗弱」には、不起訴裁定書上、心神耗弱と認定された者のほか、その疑いがある者を含んでいる。

表9

H8～H12 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した事件で鑑定を実施しなかった者の処遇・治療等状況
 一 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した者全体との比較
 4 犯行時の治療状況

(単位：人)

治療状況	治 療			あ り		治 療			な し		不 明	合 計
	入 院 中	退 院 中 通 院 中	そ の 他 の 通 院 中	知 的 障 害 者 援 護 施 設 等 入 所 中	計	通 退 院 後 5 年 以 内	無 断 離 院 後 5 年 以 内	そ の 他	計			
不起訴 処分者数	87	680	375	13	1,155	632	72	929	1,633	369	3,157	
うち鑑定不実施者 数	34	191	102	4	331	132	18	117	267	93	691	
非 鑑 定 率	39.1%	28.1%	27.2%	30.8%	28.7%	20.9%	25.0%	12.6%	16.4%	25.2%	21.9%	

注1 「治療なし」欄中の「通退院後5年以内」とは、通院又は入院による治療を受け終わった後5年以内の場合をいう。
 注2 「治療なし」欄中の「その他」とは、通退院後5年を超えた者又は犯行に至るまでまったく治療を受けなかった者をいう。
 注3 「心神耗弱」には、不起訴裁定書上、心神耗弱と認定された者のほか、その疑いがある者を含んでいる。

表10 H8～H12 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分が付した事件で鑑定を実施しなかった者の処遇・治療等状況
 一 不起訴（心神喪失・心神耗弱）処分に付した者全体との比較
 5 犯行後の処遇・治療状況

(単位：人)

処遇・治療状況 不起訴 処分者数	身柄拘束 中	措置入院	医療保護 入院	その他の 入院	通院治療	治療なし	不明	合計
全数	42	2,076	407	267	116	90	159	3,157
うち鑑定不実 施者数	1	341	96	112	58	24	59	691
% (全体)	1.3%	65.8%	12.9%	8.5%	3.7%	2.9%	5.0%	100.0%
% (非鑑定)	0.1%	49.3%	13.9%	16.2%	8.4%	3.5%	8.5%	100.0%

注1 「身柄拘束中」とは、刑事手続により身柄を拘束された者を指す。

注2 「その他の入院」とは、任意入院、知的障害者援護施設入所等を指す。

注3 「心神耗弱」には、不起訴裁定書上、心神耗弱と認定された者のほか、その疑いがある者を含んでい

「措置入院制度のあり方に関する研究」研究班名簿

主任研究者 竹島 正 国立精神・神経センター精神保健研究所

分担研究者 吉住 昭 国立肥前療養所

森山 公夫 一陽会陽和病院

研究協力者 浦田重治郎 国立精神・神経センター武蔵病院

立森 久照 国立精神・神経センター精神保健研究所

三宅 由子 国立精神・神経センター精神保健研究所